

ひょうごメタルベルトコンソーシアム規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、ひょうごメタルベルトコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、金属新素材研究センター（以下「センター」という。）で行われる研究開発から得られる知見とともに会員から提供される開示可能な知見をコンソーシアムの会員で広く共有し、会員がそれぞれの分野において実用化等を図ることにより、もって産業社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) センターが保有および会員が提供可能な設備等を活用した共同研究及び試作
- (2) センターおよび会員が使用する金属粉末等の開発
- (3) センターおよび会員が試作する部品等を加工する加工機及び治工具の開発
- (4) センターおよび会員が開示可能な知見を公開、普及するための講習会等の開催
- (5) センターおよび会員の開示可能な知見を活用した実用化のための試作及び製品開発需要に対応できる技術の開発
- (6) 前号の試作及び技術の組み合わせの場の提供
- (7) 会員による相談のための対応
- (8) 前各号の他第2条の目的を達成するための事業

(会員)

第4条 コンソーシアムは、普通会员及び特別会員で構成する。

- (1) 普通会员は、コンソーシアムの目的に賛同する企業等とする。
- (2) 特別会員は、地方公共団体、公設試験場、経済団体、その他の団体のほか、委員長がコンソーシアムの運営上特に必要と認めたものとする。
- 2 普通会员は、1会員につき1個の議決権を有する。
- 3 コンソーシアムは、4月1日付の会員名簿に登載された議決権を有する普通会员をもって、その事業年度の総会において権利を行使すべき会員とする。

(役員)

第5条 コンソーシアムに、次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員 20名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 委員長は、運営委員会構成員の中から選出、改選は運営委員会を実施し、総会で承認を

するものとする。

- 2 副委員長及び委員は、会員のなかから委員長が推薦し、総会で選任する。
- 3 監事は、総会において、会員のなかから選任する。

(役員職務)

第7条 委員長は、コンソーシアムを代表し、業務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、その職務を代行する。
- 3 委員及び監事は、コンソーシアムの目的を円滑に進めるため、必要な業務を執行する。
- 4 監事は、コンソーシアムの業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1事業年度とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の在任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。
- 4 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第9条 総会は、普通会員及び特別会員をもって構成する。

- 2 総会は、委員長がこれを召集する。
- 3 総会の議事運営は、委員長が主宰する。

(総会議決事項)

第10条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 規約の変更
- (4) その他のコンソーシアムの運営に関する重要事項

(総会議決)

第11条 総会の議事は、総会出席者の過半数以上をもって議決し、可否同数の場合は、委員長の決するところとする。なお、特別会員も出席し意見を述べることができるが、議決権は有しない。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない普通会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した普通会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 その他、総会の議決に関して必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第12条 コンソーシアムに運営委員会をおく。

- 2 運営委員会は、委員長、副委員長、委員及び監事をもって構成する。
- 3 運営委員会は、第3条に定める事業の執行に関する企画、立案を行うとともに次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (3) 会員の入退会に関する事
 - (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事
- 4 運営委員会は、委員長が招集する。
 - 5 運営委員会の議事運営は、委員長が主宰する。
 - 6 運営委員会の議決については、前条各項の規定を準用する。

(部会)

第13条 コンソーシアムには必要に応じて、運営委員会の議を経て部会をおくことができる。

2 部会の構成及び運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

(経費)

第14条 コンソーシアムの運営に要する費用は、普通会員が納入する会費、補助金及び事業収入等をもってあてる。

2 会費については、別に定める。

(事業年度)

第15条 コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(知的財産)

第16条 コンソーシアムにおける知的財産の取り扱いは、別に定める。

(事務局)

第17条 コンソーシアムの事務局は、兵庫県立大学社会価値創造機構に置き、運営委員会と連携して、コンソーシアムの庶務を担当する。

(その他)

第18条 このほか、本規約に定めのない事項は、運営委員会の議を経て委員長が別に定める。

(附則)

- 1 本規程は、令和元年9月17日から適用する。
- 2 コンソーシアム設立当初の役員は、本規程の定めにかかわらず、設立総会の決議によることとし、その任期は令和2年3月31日までとする。

改定1：令和6年5月29日 第6、8、17条 委員長の改選制度及び機構名の変更

ひょうごメタルベルトコンソーシアム会議規程（規約第11条第4項、規約第12条第6項）

令和元年9月17日

ひょうごメタルベルトコンソーシアム運営委員会制定

（目的）

第1条 この規程は、ひょうごメタルベルトコンソーシアム規約第11条第4項及び第12条第6項の規定に基づき、会議の議決に関して必要な事項を定める。

（出席方法）

第2条 委員長が認める場合においては、電磁的方法（WEB会議、テレビ会議等）によって出席することができる。

（書面等による会議）

第3条 委員長は、報告や軽微な審議や急を要する審議である場合には、書面または電子メール等などの電磁的記録（以下、「書面等」という。）による報告または審議をすることができる。

2 書面等による会議において議決を行う必要がある場合には、以下のように扱う。

- (1) 委員長は、あらかじめ回答期限を明示するものとする。
- (2) 議決権のある会員の総数の過半数を定足数とし、回答数が定足数を満たさない場合、その議決は無効とする。
- (3) 回答の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（会員以外の出席）

第4条 委員長が必要と認めたときは、会議に会員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

ひょうごメタルベルトコンソーシアム会費規程（規約第14条第2項）

令和元年9月17日

ひょうごメタルベルトコンソーシアム運営委員会制定

第1条 この規程は、ひょうごメタルベルトコンソーシアム規約第14条第2項の規定に基づき、会費に関する必要な事項を定める。

第2条 普通会员の年会費は、法人3万円、個人1万円とする。

第3条 年会費は、毎事業年度の6月に請求、8月末日までに納めるものとする。

第4条 既納の会費は、原則として返還しない。

第5条 その他特に受益者負担の必要のある場合は、その都度、運営委員会で決定された額を負担するものとする。

改定1：令和6年5月29日 第2、3条 会費に関する変更

ひょうごメタルベルトコンソーシアムにおける知的財産等の取扱規程（規約第16条）

令和元年9月17日

ひょうごメタルベルトコンソーシアム運営委員会制定

第1条 情報の取扱い

本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

第2条 秘密保持契約等

本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

第3条 知的財産権の取扱い

会員は、第1条の規定により開示する情報において、知的財産権に係わる情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を有償または無償で他の会員に実施許諾できる。但し、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

- 2 第2条の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。
- 3 第1条の規定に基づき、情報開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当事者の協議により定める。
- 4 本規程第3条第2項及び第3項でなされた発明等を出願したときは、出願当事者は出願後、速やかにコンソーシアム事務局に出願番号と発明等の名称を通知するものとする。

部会設置運営要領（第13条第2項）

1 目的

会員の自主的な参加・協力により、研究開発から得られる知見とともに会員から提供される開示可能な知見をコンソーシアムの会員で広く共有し、会員がそれぞれの分野において実用化等を図ることにより、もって産業社会に貢献することを目的とする。

2 部会の設置

特定の分野における専門的な活動を行うため、コンソーシアムの運営委員会承認のもと、専門分野ごとに部会をコンソーシアムに設置することができる。

3 構成

部会は、会員により構成する。ただし、事業を進めるうえで必要と認められる場合は、関係機関等の協力を求めるものとする。

4 部会長

部会に部会長を置き、部会長は部会を統括する。

5 設置期間

設置期間は、部会の当初の目的が達成されるまでとする。

6 活動方法等

専門研究に参加する部会員は、部会において討議及び意見交換するほか、普及・啓発活動などを、自主的に進める。

7 活動報告

活動結果は、年度毎に会員に報告する。

なお、研究の成果は、コンソーシアムおよび当該会員に帰属するものとする。

8 活動経費

活動に必要な会議費、外部講師の旅費及び謝金、資料購入費等基本的な経費は、コンソーシアムが負担する。

9 その他

前各項に掲げるもののほか、この部会に必要な事項については、委員長が定めるものとする。